



議案第三十号

笏賀地区ほ場整備事業（土地改良総合整備事業）計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十六年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾六年参月廿参日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

一	事業の名称及び工事名	ほ場整備事業（土地改良総合整備事業）笏賀地区暗渠排水及び区画整理工事
二	施行場所	三朝町大字笏賀地内
三	工事の概要	暗渠排水 五〇ヘクタール 区画整理 九〇ヘクタール
四	事業費	九五〇〇〇〇〇〇円
五	事業の実施方法	請負
六	工事の時期	昭和五十六年度から二箇年間